

部会だより

《源泉研究部会》

◆『317回研修会』◆

～ 誤りやすい源泉所得税Q&A ～

2月3日、『第317回の研修会』が法人会館で行われました。

講師に、中野税務署・木下審理担当上席を招き『誤りやすい源泉所得税Q&A』という事で話して頂きました。

今回も、事前に質問を提出し、当日回答を頂くという形式で行われましたが、残念ながら事前の質問がなかった為、木下上席が、『現物給与について』研修をして頂きました。

現物給与とは…給与としての経済的利益のすべてをいい、その範囲はきわめて広く、資産としての「物」や「権利」だけでなく、非資産としての「用役の提供」や「債務免除」なども該当する。また、金銭による支給と異なり、その選択性に乏しいことや、換金に難点があるなどの特殊性から特別の取扱いが定められている。



様々な例があるんですね

【現物給与の範囲】

1. 物品等の無償又は低価による譲渡
2. 土地・家屋等の無償又は低価による貸与
3. 金銭の無利息又は低利

日昇商事(株) 平沢教弘

- による貸付
4. その他用役の無償又は低価による提供
5. 債務免除益等のように、一応は分類している。



西條部会長



講師の木下上席

【特別の取扱いを定めている理由】

1. 主として、使用者側の業務遂行上の必要性から支給されるもの。
 2. 福利厚生の性質を有し、所得者個人に対する利益の帰属あるいはその程度の不明確なものであること。
 3. その利益が少額であるので、少額不追求としているものであること。
 4. 一定の政策目的から支給されるものであること。
- 木下上席は、更に具体例を用いて、私たちにも大変に分かりやすく懇切丁寧に研修して頂きました。有難うございました。

◇「役員会を開催」

3月24日
中野サンプラザにて



《女性部会》

◆第142回研修会◆

～ 振り返って、この頃思うこと、あれこれ～

毎年恒例の『2月度の研修会』が、2月2日法人会館で行われました。

講師に、中野税務署・横田副署長様を招聘し『振り返って、この頃思うこと、あれこれ』という事で講演をして頂きました。

横田副署長様は、資料もカラー刷りで、バッチリご用意されて、とても感動的なお話を頂きました。

正にお人柄が滲み出ている、期待に胸弾ませて参加を致しました。

副署長は、自己紹介を兼ねて、ご出身が長野県である事を話されました。なるほど、資料の随所には、ディスカバー長野(?)が満載です。

県歌である『信濃の国』から、長野県が、東信・北信・中信・南信の4つに分けられる事。それぞれに特徴があり、又、歴史上の人物にも触られました。松本を中心とした中信には、多くの旧所名跡があり、歴史上の人物も木曾義仲始め多いです。

また、私たちも良く知っている「別所温泉」について話されました。このあたりは、大変に寺や塔が多いところです。



まるで信州観光してるみたい

北向観音堂のお話は感動しました。観音堂の大木のカツラの雄木が、何とあの「愛染桂」のモデルになっているところとか…。

(株)コーノ 高野郁子

又、東京国税局に機構についても話して頂きました。

最後に、「信濃の国」を歌って頂きましたが、出身県の県歌を即座に歌える方が何人いるんだろうと、横田副署長のお人柄が更に素晴らしく思え本当に有意義なお話を頂き感謝申し上げます。内容の濃く深いお話でアットという間に時間になってしまいました。

講話をして頂いた副署長様、“感動をありがとうございます！”心から感謝申し上げます。

講話をして頂いた副署長様、“感動をありがとうございます！”心から感謝申し上げます。

◎《東法連・女連協ニュース》

2月25日、東京ドームホテルにて6名参加



北澤会長



参加された皆様

◇「役員会を開催」

3月7日、法人会館にて

